



26消安第6205号

平成27年3月10日

都道府県水産主務課長 殿

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課長

国内におけるレッドマウス病の発生及び今後の防疫対応

水産防疫について、常日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2月上旬、石川県水産総合センター美川事業所のふ化放流用に飼育しているシロザケの養殖池の一部において4%程度のへい死が見られたことから、石川県が特定疾病等対策ガイドライン（平成17年10月21日付け17消安第7497号農林水産省消費・安全局長通知）の病性鑑定指針に基づいて検査したところ、3月2日に当該養殖池の稚魚からレッドマウス病の病原体が分離されました。その後、独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所において確定診断が行われ、3月10日にレッドマウス病であることが確認されました。

なお、本病については、人に感染することはないため、仮に感染した魚の肉を摂取しても人体に影響はありません。（国内における当該疾病の発生は今回が初めてであり、詳細については別紙を参照）

本疾病の病原体の分離を受け、石川県は、飼育池の全てのシロザケを既に焼却処分し、処分後の施設の塩素消毒を実施しています。また、疾病の発生が確認された事業所から他の養殖場等へのシロザケの移動は行われていません。

なお、さけ・ますの人工ふ化放流を行っている石川県を除く日本海側の6道県（北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県及び富山県）においては、本年生産した放流用のシロザケ稚魚に異常はなかったことが確認されておりますが、当該疾病に対する防疫をより徹底するため、都道府県におかれましては、下記のと通りの対応をお願いいたします。

記

1 さけ・ます漁業・養殖業者等への周知徹底

都道府県は、さけ・ます漁業・養殖業者、種苗生産者等の関係者に対

して、次の事項について速やかに周知徹底すること。

- (1) 本病の発生水温は、13℃以上（ただし、多くは18℃前後）で発生することが知られていることから、水温が上記の条件に該当する時期には魚の状態を特に注意すること。
- (2) 養殖魚の異常なへい死があった場合は、直ちに都道府県の水産担当者に検査を依頼するとともに、検査結果が出るまでの間は、養殖場外への魚の移動を自粛すること。

2 防疫措置の再確認

都道府県は、次の防疫措置を改めて徹底すること。

- (1) 都道府県は、さけ・ます漁業・養殖業者等に対し、衛生的な環境でのさけ・ますの生産を行うこと及び種苗生産において適切に卵消毒を行うなどの衛生管理措置を行うことを改めて指導すること。
- (2) さけ・ます漁業・養殖業者等から飼育中のさけ・ます類の異常の連絡があった場合は、レッドマウス病の感染の有無を確認すること。この結果、感染が確認された場合は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室に速やかに連絡し、必要に応じ独立行政法人水産総合研究センター増養殖研究所に確定診断を依頼すること。また、異常が確認された場合は、1の(2)と同様に検査結果が出るまでの間は、当該さけ・ます類の移動自粛を指導すること。
- (3) (2)の確認の結果、レッドマウス病の感染が確認された場合には、発生養殖場におけるまん延防止措置を行うこと。また、関係者に対して発生状況を周知し、まん延の防止に努めるとともに、管轄内での漁場及び養殖場の再点検を実施すること。

連絡先

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課水産安全室
水産防疫班 猪狩、岩崎
電話：03-6744-2105
FAX：03-3502-8275

レッドマウス病の情報

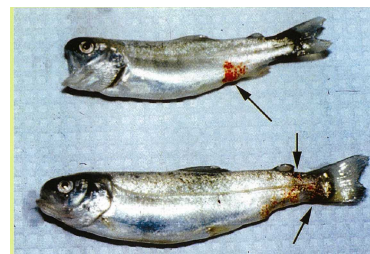
1 原因（病原体）

Yersinia ruckeri

腸内細菌科エルシニア属
グラム陰性の短桿菌



口腔内の皮下出血



臀びれの付、尾柄部の出血

※出典：パンフレット「知っていますか？水産防疫の対象疾病」

2 感受性動物

- ・ほとんど全てのサケ科魚類に感染する。ニジマスが最も感受性が高い。
- ・なお、人に感染することはない。

3 症状（特徴）

- ・緩慢な遊泳、口吻部、口腔内、下顎及び鰭基部の赤変（皮下出血）、腸後部の出血等。
- ・発生水温は13℃以上だが、多くは18℃前後で発生する。
- ・死亡率は、急性型では30～70%、緩慢型では10%程度。

4 発生状況

- (1) 国内：これまで発生報告はない。
- (2) 海外：アメリカ、カナダ、チリ、ペルー、ヨーロッパ諸国、トルコ共和国、南アフリカ、エジプト、オーストラリア、中国、インド、シンガポール、イラン

5 診断

簡易検査法：TSA培地による細菌の分離及び性状検査

確定診断：PCR検査

6 予防・治療法

予防法：ヨード剤により発眼卵表面の病原菌を消毒

治療法：なし

7 その他

本疾病は、持続的養殖生産確保法に基づきサケ科魚類の特定疾病に指定されており、都道府県は、発生を確認した場合は、国及び関係機関に連絡するとともに、まん延防止措置（移動制限、焼却等）を実施。